

長建協発第140号
平成22年7月21日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行
及びじん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第82号。）が平成22年6月28日に公布され、平成22年7月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、じん肺法におけるじん肺健康診断のあり方について、最新の医学的知見を基に検討を行い、じん肺健康診断における肺機能検査結果の判定等に関し、必要な見直しを行ったことを踏まえ、所要の改正が行われております。

つきましては、標記について、全建を通じ同省労働基準局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。